

枚方市街区基準点等管理保全事務取り扱い要領

枚方市街区基準点等管理保全事務取り扱い要領

（趣旨）

第1条 この要領は、街区基準点等の管理及び保全について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「街区基準点等」とは、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づく測量より設置された基準点（測量の基準とするために設置された標識で、位置に関する数値的な成果を有するものをいう。）のうち、本市が永久標識（測量法（昭和24年法律第188号、以下「法」という）第10条第1項第1号の永久標識をいう。）又は一時標識（同項第2号の一時標識をいう。）を設置し、又は本市がその管理を行うものをいう。

（測量成果の公開）

第3条 街区基準点等の測量成果及び測量記録は、広く利用及び活用され、測量の正確さを確保する目的で公開をする。

（使用の申請等）

第4条 街区基準点等を使用しようとするものは、公共基準点使用承認申請書により、あらかじめ市長に申請しなければならない。（様式1）

2 街区基準点等を使用しようとするもののうち、国又は他の地方公共団体その他の公共的団体及び土地家屋調査士法（昭和26年法律第228号）に規定する土地家屋調査士会は使用包括承認を申請することが出来るものとする。（様式1-1）

（使用の承認 法第44条関係）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、街区基準点等を使用することについて支障がないと認めるときは、当該使用を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、公共基準点使用承認書により、前条の規定による申請を行ったものに通知するものとする。（様式2・様式2-1）

3 前項の規定による承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、街区基準点等を使用するときは、前項の公共基準点使用承認書を携帯するか、土地家屋調査士または測量士を証する書類を携帯すること。また、市職員及び街区基準点等を設置する土地所有者から呈示を求められたときは、これに応じなければならない。

（使用の報告 法第44条関係）

第6条 使用者は、街区基準点等の使用を終了したときは、速やかに、公共基準点使用報告書により、使用を終了した旨、使用した街区基準点等の状況その他市長が必要と認める事項を市長に報告しなければならない。（様式3）

(工事施行の協議 法第39条関係)

第7条 道路の掘削を伴う工事（以下「掘削工事」という。）を施行しようとするもの（以下「工事施行者」という。）は、街区基準点等の付近でその効用に支障をきたすおそれがある工事（次の各号に掲げる工事をいう。）を施行しようとするときは、市長と協議するものとする。

- (1) 掘削工事に係る掘削底面の端から地上に向かって45度の角度で引いた線よりも上に街区基準点等の構造物の全部又は一部が存在することとなる掘削工事
- (2) 杭打ち又は杭抜きを伴う掘削工事のうち、街区基準点等から当該工事に係る杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下であるもの
- (3) 前2項に掲げるもののほか、街区基準点等の効用に支障をきたすと市長が認める工事

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、当該協議を行ったものに対し、街区基準点等の効用に支障をきたさないように必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、その都度協議する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和7年3月14日から施行する。